



飯塚警察署だより

【問合せ】福岡県飯塚警察署 ☎21・0110



改正道路交通法について

令和元年12月1日、改正道路交通法が施行され、携帯電話等を使いながらの「ながら運転」の罰則が強化されましたので下表を参照し、交通ルールを守って運転いたしましょう。



	交通の危険	保持
改正前	保持の違反をしながら交通事故を発生させる等 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 基礎点数…2点 大型…1万2千円 普通…9千円 二輪…7千円 原付…6千円	携帯電話等を手に持ち、通話や画面を注視する 5万円以下の罰金 基礎点数…1点 大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円
	改正後(現行)	6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 基礎点数…3点 大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円



人権だより

【問合せ】桂川町人権センター ☎65・1187

宮脇一弥 館長



差別の構造～7つの立場～

あなたは今どこにいますか？

同和問題とは...
同和問題は、その人やその家族の出身地や住んでいる場所によって差別され、精神的にも経済的にも厳しい生活状況に追い込まれるという日本特有の重大な人権問題です。
この問題は決して過去のものはなく、身元調査や同和地区間の関係といったさまざまな差別事象が起り続けています。また、近年、悪質な差別啓蒙の総発やインターネット等における差別的な情報の蔓延など、同和問題がより深刻化しています。

私たちがめざすことは...
同和問題ははじめとするさまざまな人権問題と向き合うとき、私たちの立場は7つの立場に分けられ、必ずいずれかに属しています。そのことから私たちが争ふべきことは、傍観や無関心は差別を容認しているということです。さらに、私たちがしっかりと認識しなければならぬことは、状況によっては誰がどの立場にもなり得る可能性があるということです。だからこそ「自分自身をふりかえり続けること」が大切で、常に「差別をなくすために努力する立場」であるために...これからも一緒に同和問題を学び続けながら、一人ひとりの人権意識を育てていきたいと思います。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例は、昨年3月に施行され、もうすぐ1年が経とうとしています。

条例のポイント

- 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例は、部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- 部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実や教育・啓発などに取り組みます。
- 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。

気づかないうちに差別の傍観者になっていたり、無関心になってしまいう可能性があるということ。大事なことは、日頃から自分自身をふりかえり続けることです。あなたは今どこにいますか？